規制の事前評価書

法令(案)の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため
	の関係法律の整備に関する法律案(動物の愛護及び管理に関す
	る法律部分)
規制の名称	第1種動物取扱業の登録
規制の区分	新設・改正(拡充・緩和) 廃止 ※いずれかに〇印を付す。
担当部局	自然環境局総務課動物愛護管理室(室長:則久雅司)
評価実施時期	平成 30 年 2 月

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的

第1種動物取扱業の登録(動物取扱責任者の設置も含む。以下同じ。)は、動物を継続反復して取扱うペットショップ等の業者は、動物の健康及び安全を保持するための適正な飼養の確保に対する社会的な役割が大きいことから、その責任等を制度的に確保する、という目的の下に設けられているもの。現在、この第1種動物取扱業の登録の欠格条項として、いくつかの要件を設けているが、そのうちの一つとして第一種動物取扱業の信頼性の確保等*の理由により、従前、成年被後見人及び被保佐人を欠格事由としてきたものである。

一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度 (いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を 躊躇させる要因の一つになっていると指摘されており、本改正を行わない場 合、その状況が続くこととなる。

※議員立法であるため詳細な趣旨は不明。

(2)規制(法改正)の内容

今回、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、第 1 種動物取扱業の登録制度自体は見直さないものの、欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除する。

併せて、個別審査規定(心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定)を新設する。

(3) 規制(法改正)の必要性

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条第 2 号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年 3 月 24 日閣議決定)において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これを踏まえ、第 1 種動物取扱業の登録制度における成年被後見人等に係る欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われており、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」(平成 29 年 12 月 1 日第 9 回内閣府成年後見制度利用促進委員会)において見直すこととされている。

2 想定される代替案

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものであり、当該欠格事由を削除し、個別審査規定(心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定)を新設する以外の方法は想定できない。

以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

3 規制の費用・効果(便益)

- (1) 費用
- ① 遵守費用

<本対策案>

申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な 審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有 無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。

く代替案>

② 行政費用

<本対策案>

本改正においては、成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事由 とする現行法と比較して行政手続上大きな変更はない予定であり、行政 費用の増加は見込まれない。

く代替案>

_

③ 副次的な影響及び波及的な影響

<本対策案> 特段想定されない。

<代替案>

_

(2) 効果(便益)

<家衆校本>

当該規制において、成年被後見人及び被保佐人の欠格条項を削除し、個別審査規定(心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定)が設置されるため、今後は、成年被後見人及び被保佐人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

く代替案>

__

4 政策評価の結果(費用と効果(便益)との関係等)

本改正案の結果として、遵守費用及び行政費用が一定程度発生する。しかし、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人及び被保佐人を第 1 種動物

取扱業の登録から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果(人権問題の解消※)が非常に大きいのに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。

※ 成年被後見人等に係る欠格条項をめぐっては訴訟も提起されている状況。

5 その他関連事項

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた(平成 29 年 12 月 1 日)。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて (議論の整理)

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年 3 月 24 日閣議決定)において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠 格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会(以下「促進委員会」という。)では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9月11 日、9月 27 日、12 月 1日の3回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりとりまとめた。内閣府においては、法制上、実務 上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通 常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

(1) 事後評価の実施時期

「見直し周期」について、政策評価のガイドラインに則り、5年間とする。

(2) 事後評価に向けた費用、効果(便益)及び間接的な影響の測定指標等個別審査規定の適正性等について判断。